



観 観 産 第78号
平成28年5月25日

都道府県旅行業担当部長 殿

観光庁観光産業課
旅行安全対策推進室長



ボランティアツアー実施にかかる旅行業法上の取扱について

先般発生した平成28年熊本地震を契機に、旅行業の登録を受けていないNPOや社会福祉協議会等が主催者となり、ボランティア参加者を募集し、参加代金を収受した上でボランティアツアーを実施しようとしている事例が見受けられます。

その際、鉄道・バス・飛行機・タクシーなどの運送サービスやホテル・旅館などの宿泊サービスの手配を伴うボランティアツアーについては、旅行業法により、観光庁長官または都道府県知事の登録を受けた旅行者でなければ取り扱うことができないこととなっております。

従って、このようなボランティアツアーの実施については、主催者が旅行業の登録を受けるか、または、旅行業法施行要領(平成17年2月28日付け 国総旅振第386号)第1 定義(法第2条)における2 企画旅行契約(法第2条第4項)3(4)に基づき取り扱われるよう、貴都道府県内関係部局及び貴都道府県内でボランティアツアーを実施しようとしている団体等への周知等、よろしくお取り計らい願います。





旅行業法施行要領

旅行業法施行要領

[平成17年2月28日]
国総旅振第386号]

[沿革] 平成18年5月国総旅振第36号、19年3月国
総観事第234号、12月第288号、24年6月観
観産第135号、7月第180号、25年3月第
540号改正

(凡例)

法 旅行業法(昭和27年法律第239号)

令 旅行業法施行令(昭和46年政令第338号)

規則 旅行業法施行規則(昭和46年運輸省令
第61号)

保証金規則 旅行者営業保証金規則
(昭和27年法務・運輸省令第1号)

告示 旅程管理研修の内容及び方法の基準等
を定める告示(平成17年国土交通省告
示第103号)

第1 定義(法第2条)

1 旅行業(法第2条第1項)

1) 報酬について

(1) 事業者が法第2条第1項各号に掲げる
行為を行うことによって、経済的収入を
得ていれば報酬となる。

(2) 企画旅行のように包括料金で取引され
るものは、旅行者から收受した金銭は全
て一旦事業者の収入として計上されるの
で、報酬を得ているものと認められる。

(3) 行為と収入との間には直接的な対価関
係がなくても、以下に示すような相当の
関係があれば、報酬を得ていると認めら
れる。

(例)① 旅行者の依頼により無料で宿を
手配したが、後にこれによる割戻
しを旅館から受けている場合

② 留学あっせん事業等、旅行業以
外のサービス事業を行う者が、当
該サービスに係る対価を支払う契
約の相手方に対し、その見返りと
して無料で運送又は宿泊のサービ
スを手配している場合

2) 国、地方公共団体、公的団体又は非営利
団体が実施する事業であったとしても、報
酬を得て法第2条第1項各号に掲げる行為
を行うのであれば旅行業の登録が必要であ
る。

3) 法では旅行業務について、基本的旅行業
務(運送又は宿泊についての業務)と付随
的旅行業務(運送又は宿泊以外のサービ
スについての業務)とに区分し、後者は前者
に付随して行う場合に限り旅行業務となる
としている。したがって、以下の場合に
は、旅行業に該当しない。

(例)① 運送又は宿泊以外のサービスにつ
いてのみ手配し、又は旅行者に提供
する場合(プレイガイド、ガイド等)

② 運送事業者が行う日帰り旅行、宿
泊事業者が行うゴルフや果樹園との
提携企画等運送又は宿泊サービスを
自ら提供し(代理、媒介、取次、利
用のいずれにも該当せず、したがっ
て基本的旅行業務とならない。)こ
れに運送、宿泊以外のサービスの手
配を付加して販売する場合

4) 運送事業者の代理人として発券する業務
のみを行う場合は、法第2条第1項第4号
に該当するものであるが、同項本文の規定
により旅行業に該当しない。(航空運送代

旅行業法施行要領

理店、バス等の回数券販売所等)

5) 旅行業務は、旅行者から直接依頼を受け、又はサービス提供機関のために旅行者と直接取引をする等旅行者との間の何らかの契約行為を伴う業務に限るものであり、旅行者に対して直接債務を負わない旅行業者の下請手配代行者（いわゆる「ランドオペレーター」）の手配行為は、旅行業務に該当しない。

6) ISP（インターネット・サービス・プロバイダー）等が運営するウェブサイトを通じて旅行取引を行う場合は、遅くとも予約入力画面から予約確認画面に移行する際（すなわち、予約入力画面に入力された情報を送信する際）までに、旅行者と旅行業者又はサービス提供事業者との間での取引となる旨が明確に表示されている場合には、ISP等の旅行業の登録は不要とする。

7) 以下のように、行為の反復継続の意思が認められる場合には、事業性が認められる。

(例)① 旅行の手配を行う旨宣伝、広告をしている場合

② 店を構え、旅行業務を行う旨看板を掲げている場合

8) 旅行契約を締結する場合の代金を、営業所において旅行業者が直接收受せず、金融機関、郵便局等旅行業者以外の者（以下「第三者」という。）を経由して收受する場合の取扱いについては、以下による。

(1) 料金收受代行業務を取り扱う第三者は、以下の条件を満たす必要がある。

イ) 当該者が、電気・ガス・水道料金を含む公共料金の收受その他の様々なサービスについての料金收受代行業務

を取り扱っており、金融機関又は金融機関に準ずるものとして社会的に認知されていること。

ロ) 旅行代金の支払いが、当該者に対する支払いをもって旅行業者への支払いになるよう措置されていること。

ハ) 当該者が、旅行業務については、旅行契約に係る取引のうち、金銭收受代行業務以外のものを一切行っていないこと。

(2) 契約の変更若しくは解除又はそれらに伴う精算若しくは取消料の收受については、第三者を介さず、旅行業者と直接行うこと。

(3) 旅行業者から第三者に支払われる旅行商品の取扱いに対する対価（代金收受代行業務に対する対価）には報酬性を持たせないこととする。

2 企画旅行契約（法第2条第4項）

1) 企画旅行契約は、旅行業務の取扱いに関する契約であり、旅行業務の取扱いの結果成立した運送契約、宿泊契約及び食事、観光、ガイドその他の運送等関連サービスの提供に係る契約は含まない。

2) 旅行に関する計画の要件

(1) 日程等は計画として定まっていればよく、契約の締結前に手配を完了していることを要しない。

(2) 以下のような事例は、複数の旅行に関する計画が、参加する旅行者の募集をするためにあらかじめ定められているものとして扱う。

(例)① 出発日が一定期間中何時でも可とするもの

② 幾つかのオプションを組み合わせることができるアラカルト型の旅行であるもの

(3) 旅行の目的地が明示されないミステリーツアー等の場合であっても、当該旅行の性質上、単に明示されていないだけであるから、旅行に関する計画が、参加する旅行者の募集をするためにあらかじめ定められているものとして扱う。

(4) 旅行業者が手配すべき個々の運送・宿泊機関等を予め選定し、その中から旅行者がサービスを選択して旅行計画を組み立てる旅行取引（いわゆる「ダイナミックパッケージ」）については、旅行計画を構成する個々のサービスを旅行業者が予め選定する点において募集性が認められるため、募集型企画旅行に該当する。

3) 募集の要件等

(1) 募集とは、旅行契約の申込みを旅行者に対し誘引することをいい、運送事業者又は宿泊事業者の代理人として運送契約又は宿泊契約の申込みを誘引するにすぎないものは含まない。単一のサービス提供機関によって提供されるサービスについての宣伝、広告であって、当該サービス提供機関名が明示されているものは、ほとんどの場合、旅行者の募集に該当しない。

(2) 募集の方法は問わない。新聞等への広告、ポスター、パンフレット、ちらし、口頭による勧誘、ダイレクトメール、インターネット、いずれも旅行契約の申込みを誘引するものは募集となる。

(3) 旅行業者又は旅行業者代理業者以外の

者（オーガナイザー）が旅行者の募集に関与する場合の取扱いについては、以下による。

イ) オーガナイザーが、その名において旅行者との間で旅行契約を締結する場合は、オーガナイザーの無登録営業となる。また、旅行業者の名において旅行契約を締結する場合でも、オーガナイザーにおいて申込みを受け付け、旅行代金を収受する行為は、無登録営業となる。したがって、旅行業者はこれらオーガナイザーより手配を引き受ける等、これらの者の違法営業に関与してはならない。

ロ) 次の例のように、相互に日常的な接触のある団体内部で参加者が募集され、オーガナイザーが当該団体の構成員であることが明らかな場合におけるオーガナイザーによる参加者の募集は、企画旅行の実施のための直接的な旅行者の募集とはならない。この場合、旅行業者は、参加者全体の契約責任者としてのオーガナイザーからの依頼を受けて実施する企画旅行又は手配旅行として引き受けて差し支えない。

(例)① 同一職場内で幹事が募集する場合

② 学校等により生徒を対象として募集する場合

ハ) ロ)に規定する以外のオーガナイザーからの依頼があった場合には、当該オーガナイザーの集客募集等が実質的に旅行業者による企画旅行の実施のための直接的な旅行者の募集と類似し

旅行業法施行要領

ており、旅行者に混乱を与え得るものであることから、旅行業者は旅行者の直接的な募集により実施する企画旅行として取り扱わなければならない。この場合に旅行業者は、当該オーガナイザーを関与させることなく、直接に旅行者から旅行代金を収受して旅行契約を締結しなければならない。

- (4) 以下の事例のように、オーガナイザーが旅行業務に該当しないイベント等の企画を実施する場合の募集広告の表示等については、以下による。

(例)① 海外留学ツアー

}	海外留学あっせん—イベント事業者
}	旅行企画・実施—旅行業者

② ハネムーンツアー

}	挙式—イベント事業者
}	旅行企画・実施—旅行業者

③ 交流ツアー

}	交流行事—イベント事業者
}	旅行企画・実施—旅行業者

イ) 旅行の企画・実施部分については、旅行業者が全ての責任を負うことを明示すること。

ロ) 旅行の企画・実施部分の代金を分離し、参加者は旅行業者に支払うべきものとする。

ハ) 募集広告上の表示は、原則として以下の事例のいずれかに従うこと。

(例)① 旅行の企画・実施者を旅行業者のみとし、費用も全額を旅行業者に支払う。

共同企画	イベント事業者
旅行企画・実施	旅行業者
費用	全費用
費用支払先	旅行業者

- ② 費用、責任をイベント部分と旅行の企画・実施部分に分けて表示する。

イベント企画	イベント事業者
旅行企画・実施	旅行業者
費用	イベント参加費用と旅行費用を分離表示
費用支払先	旅行費用については旅行業者

- ③ 旅行の企画・実施部分を含まない企画にしてしまう。

イベント企画	イベント事業者
費用	イベント参加費用のみ
旅行についての表示例	
(イベント参加者は〇〇旅行業者が旅行企画・実施する××ツアー(△△円)に参加できます。(別途旅行業者に申し込んで頂きます。))	

- 4) 「自己の計算において」とは、旅行業者が運送事業者、宿泊事業者等の旅行サービス提供機関との間で、数量・価格その他の取引条件について自由に交渉を行い、合意の内容に沿って旅行サービスを仕入れ、その結果として、当該旅行サービスで構成される旅行商品の販売価格についても自己のリスクにおいて任意に設定できることをいう。したがって、その取引から生じた経済的損益は旅行業者に帰属し、また、旅行業者は仕入取引の条件について、旅行者に対して開示することを要しない。